資料1-4

## 財務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率(案)について

## 1 審議対象案件

役職及び所掌	在任期間	業績勘案率(案)※	
文城及びが手	(算定期間)	〈財務省評価委員会〉	
日本万国博覧会記念機構	H18. 6. 21∼H21. 6. 23		
理事		0. 9	
(事業部)	(同上)		
日本万国博覧会記念機構	H20. 9. 1~H21. 12. 31		
理事		1. 0	
(総務部)	(同上)		

<sup>※</sup> 業績勘案率(案)の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案 当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率(案)「O. 9」及び「1. O」については、意見はない。 以上

## 財務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

法 人 名	役 職	業績勘案率適用	日期間 (参考) 在任期間	算 定 各事業年度の基準値を、 その在職月数に応じて加 重平均した値(※1)	内 容 調 整 役員の法人業績への関与 の度合い、目標を達成す るためのマネジメントや 指導力を考慮(※2)	業績勘案率(案)
日本万国博覧会 2000年	理事A	H18. 6. 21∼H21. 6. 23	同左	1. 1	あり	0. 9
	理事B	H20. 9. 1∼H21. 12. 31	同左	1. 0	なし	1. 0

- (※1) 「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」(平成16年8月26日財務省独立行政法人評価委員会)2-(2)において「役員が中期目標期間を通じて在職した場合は独法評価基本方針における「中期目標評価」に基づく中期目標期間の業績勘案率を、中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は独法評価基本方針における「事業年度評価」に基づく各事業年度の業績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均する」とされている。
- (※2) 「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」2-(3)において「中期目標評価及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員のその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮するものとする」とされている。

また、「独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」(平成 16 年 9 月 30 日財務省独立行政法人評価委員会日本万国博覧会記念機構分科会) 2 - (2) において「各事業年度に係る事業年度評価の総括評価シートの項目別評価の評定欄に記載された評定又は全体評価を考慮した結果、業績勘案率の変更が必要と認められる場合には、変更することができるものとする」とされている。